

7章 誘導施設の設定

1. 誘導施設設定の考え方

誘導施設は、将来的に利便性が高く持続可能な都市を実現するために、医療、介護福祉、商業といった日常生活を営む上で必要不可欠な施設のうち、6章で設定した都市機能誘導区域へ誘導・維持を図るべき都市機能をいいます。

誘導施設の設定にあたっては、都市全体における基幹的施設の充足状況や配置、地域別の人口構成、地域特性、まちづくりの方向性等を踏まえて、都市機能誘導区域ごとに設定します。

誘導施設を検討する上で基本となる、登別市における都市機能の分類を次のとおり示します。

都市の中心となる施設やまちなかの賑わい創出につながる施設、地域または全市的に利用される施設など、まちの中心にあってさまざまな世代が集う拠点となる施設を「基幹的施設」とし、誘導施設の対象とします。

また、居住地の近隣に立地することで効率よくカバーすることができる施設を「身近な施設」とし、誘導施設の対象とはしません。

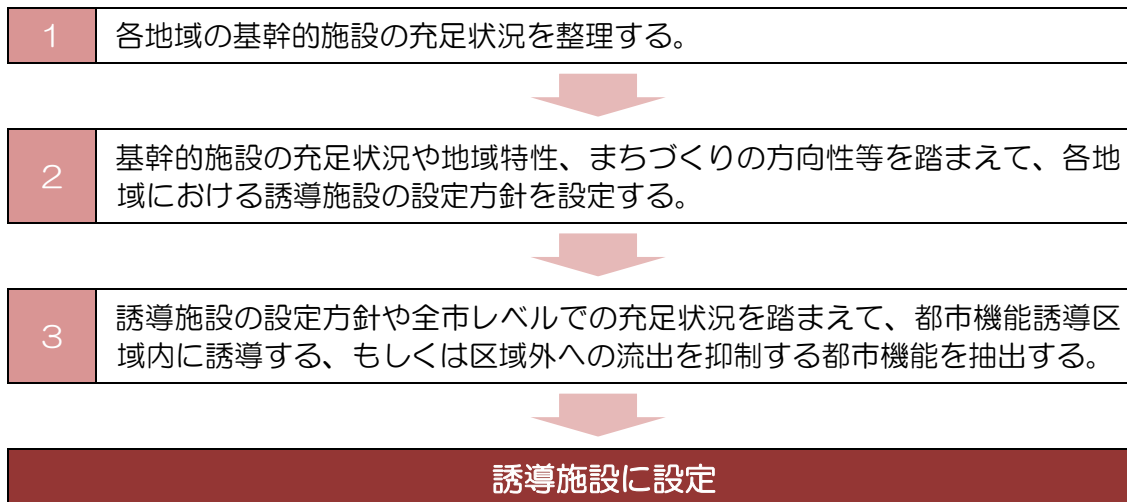
登別市における都市機能の分類

都市機能	内容	具体的な施設	
		基幹的施設	身近な施設
行政機能	日常生活を営む上で必要となる、行政サービスの窓口機能を有する施設。	市役所、支所	消防署・消防支署、交番
教育・文化機能	市民を対象とした教育・文化サービスの拠点、または地域における教育・文化活動を支える施設。	図書館、文化施設、ホール	幼稚園、小学校、中学校、図書館分館・配本所、スポーツ施設
交流機能	地域のコミュニティ活動を支える施設。	拠点となる集会施設	コミュニティ施設
子育て支援機能	市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる施設、または子育て世代が日々の子育てに必要なサービスを受けられることができる施設。	子育て支援拠点施設	保育所、児童館
介護福祉機能	市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる施設、または高齢者の自立した生活の支援や日々の介護、見守り等のサービスを受けられることができる施設。	総合福祉センター、地域包括支援センター、老人福祉センター	介護事業所
医療機能	総合的な医療サービス（二次医療）を受けられることができる施設、または日常的な診療を受けられることができる施設。	病院（内科・外科）	クリニック（内科・外科）
商業機能	時間消費型のショッピングニーズなど、さまざまなニーズに対応した買い物を提供する施設、または日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる施設。	総合スーパー	食料品スーパー、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストア
金融機能	決済や融資などの金融機能を提供する施設、または日々の引き出し、預け入れなどができる施設。	銀行、信用金庫、ゆうゆう窓口のある郵便局	左記以外の郵便局



2. 誘導施設設定の流れ

誘導施設設定の考え方に基づき、次の流れに沿って誘導施設を設定します。



(1) 各地域の基幹的施設の充足状況

基幹的施設の立地状況を基に、各地域における充足状況を次のとおり整理しました。

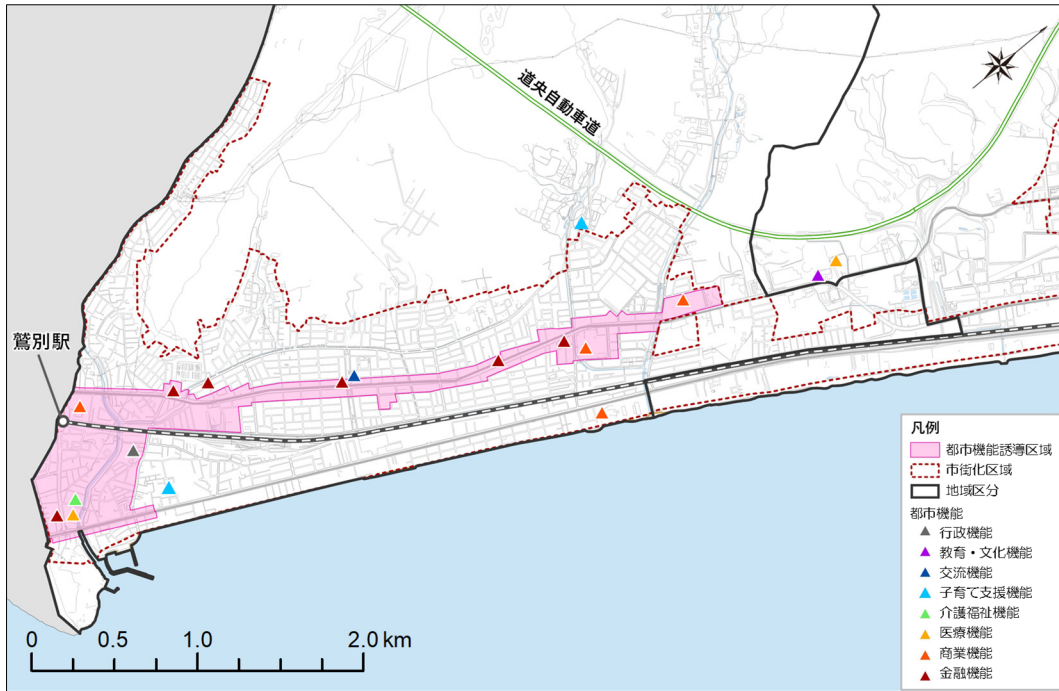
都市機能	施設	充足判定			根拠法令、条例等
		鷺別地域	幌別地域	登別地域	
行政機能	市役所	×	◎	×	「地方自治法第4条第1項」に基づく地方公共団体の事務所。
	支所	◎	×	◎	「地方自治法第155条」及び「支所設置条例」に基づく市役所支所。
教育・文化機能	図書館	×	◎	×	「図書館法第10条」及び「登別市立図書館条例」に基づく図書館。
	文化施設	×	○	◎	・「博物館法」に基づく博物館や博物館相当施設。 ・市民の学習や文化の向上を目的として市条例で設置する施設。
	ホール	×	○	×	地方公共団体、独立行政法人及び公益法人・営利法人等が設置する劇場、音楽堂等（劇場、市民会館、文化センター等）で、音楽、演劇、舞踊等主として舞台芸術のための固定席数300席以上のホールを持つ施設。
交流機能	拠点となる集会施設	◎	○	◎	・延べ床面積1,000㎡以上の集会施設。 ・「登別市コミュニティセンター条例」に基づくコミュニティ施設のうち、延べ床面積1,000㎡以上の施設。
子育て支援機能	子育て支援拠点施設	○	○	○	・「児童福祉法第6条の3第6項」に基づく地域子育て支援拠点事業を行う施設。 ・「登別市子育て支援センター条例」に基づく施設。
介護福祉機能	総合福祉センター	×	○	×	「登別市総合福祉センター条例」に基づく総合福祉センター。
	地域包括支援センター	◎	○	◎	・「介護福祉法第115条の46」に基づく地域包括支援センター。 ・「登別市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例」に基づき事業を行うための施設。
	老人福祉センター	×	◎	×	「登別市老人福祉センター条例」に基づく老人福祉センター。
医療機能	病院（内科・外科）	◎	◎	◎	「医療法第1条の5第1項」に基づく病院で、病床数が20床以上の施設。
商業機能	総合スーパー	◎	◎	×	「大規模小売店舗立地法」に基づき届出対象となる店舗面積が1,000㎡以上の店舗で、食料品とその他の取扱いがある施設。
金融機能	銀行、信用金庫、ゆうゆう窓口のある郵便局	◎	◎	◎	・「銀行法第2条第1項」に基づく銀行。 ・「信用金庫法」に基づく信用金庫。 ・「郵便法」に基づく郵便局で、ゆうゆう窓口のある施設。

◎：都市機能誘導区域内に立地している施設

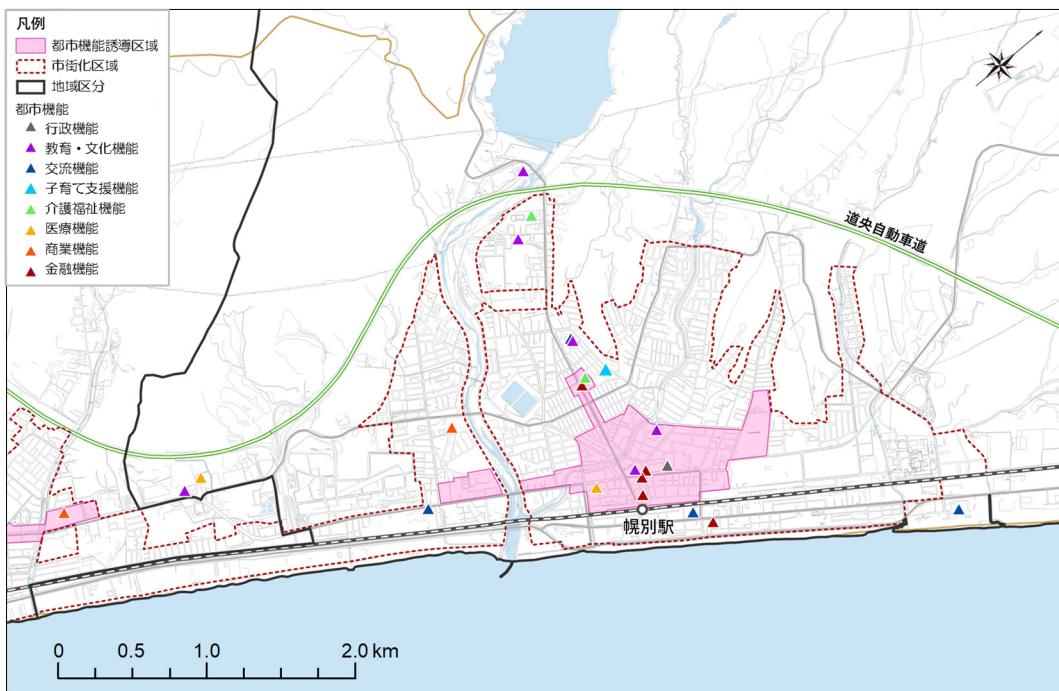
○：地域内に立地している施設

×：地域内に立地していない施設



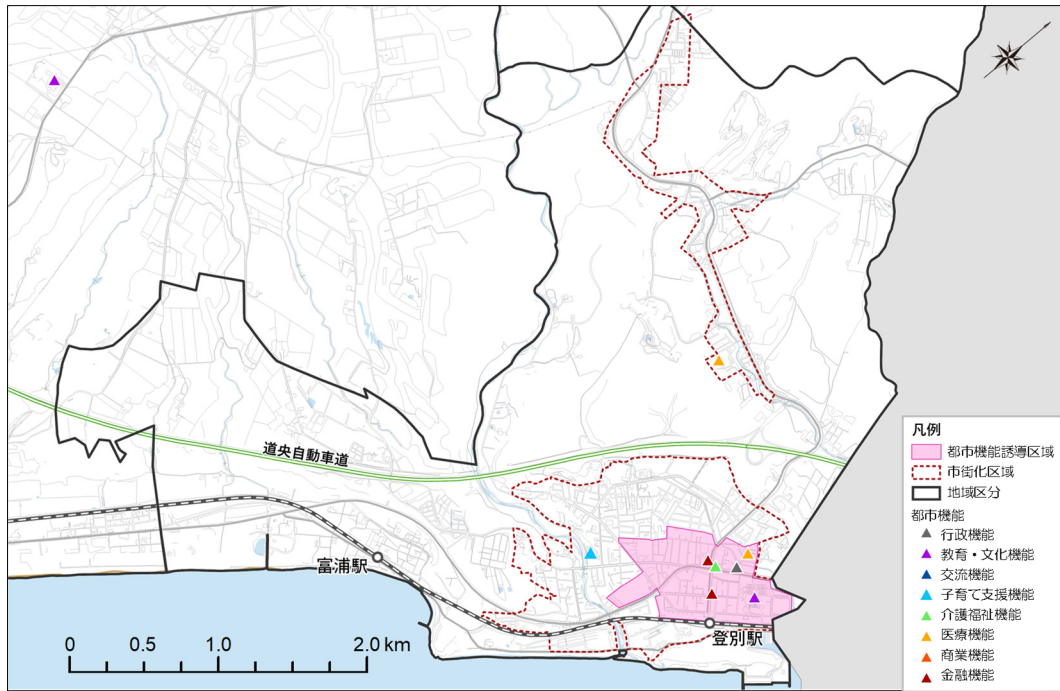


基幹的施設の立地状況（鶯別地域）



基幹的施設の立地状況（幌別地域）





基幹的施設の立地状況（登別地域）



(2) 誘導施設の設定方針

登別市都市計画マスタープランとの整合や市民アンケート調査の結果、基幹的施設の充足状況、地域特性、まちづくりの方向性を踏まえ、誘導施設の設定方針を次のとおりとします。

地域	誘導施設の設定方針
麓別地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域の行政サービスの利便性を維持するために、行政機能の維持を図ります。 地域の賑わい創出のために、交流機能の維持を図ります。 子育て世代の移住・定住を促進するために、子育て支援機能の強化を図ります。 多世代が安心して暮らすことができるように、介護福祉、医療機能の維持を図ります。 生活利便性を向上させるために、商業、金融機能の維持を図ります。
幌別地域	<ul style="list-style-type: none"> 登別市における行政サービスの中心地域であることから、行政機能の維持を図ります。 登別市の中心地域としてふさわしい賑わい創出のために、教育・文化、商業機能の強化を図ります。 子育て世代の移住・定住を促進するために、子育て支援機能の強化を図ります。 多世代が安心して暮らすことができるように、介護福祉、医療機能の維持を図ります。 生活利便性を向上させるために、金融機能の維持を図ります。
登別地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域の行政サービスの利便性を維持するために、行政機能の維持を図ります。 登別観光の玄関口としてふさわしい賑わい創出のために、交流、商業機能の強化を図ります。 登別市のシンボルとして広域的な集客による賑わい創出のために、教育・文化機能の維持を図ります。 子育て世代の移住・定住を促進するために、子育て支援機能の強化を図ります。 多世代が安心して暮らすことができるように、介護福祉、医療機能の維持を図ります。 生活利便性を向上させるために、金融機能の維持を図ります。

【参考】登別市都市計画マスタープラン 地域別構想

地域	拠点形成に関する方針
麓別地域	<ul style="list-style-type: none"> 麓別支所周辺は、人々が気軽に集えるよう、文化や情報発信機能の充実を図ります。 道道上登別室蘭線を中心に文教施設や福祉施設の充実を図るとともに、商業施設などの立地を促進します。 室蘭市と連続性のある土地利用を図ります。 地域コミュニティ施設の整備や既存施設などの活用により、市民が気軽に集える交流の場の充実を図ります。
幌別地域	<ul style="list-style-type: none"> 市役所や金融機関などが集積していることから、これらの公共施設等を活かした都市の中心にふさわしいまちづくりを進めます。 公共施設の建て替えにあたっては、周辺環境との調和に配慮し、用途地域の見直しや地区計画等の活用により、集約化を図ります。 地域コミュニティ施設の整備や既存施設の活用・統廃合により、市民が気軽に集える交流の場の整備や充実を図ります。 道道上登別室蘭線、道道登別室蘭インター線、道道弁景幌別線などの幹線道路沿いには商業施設の充実を図ります。 幌別駅周辺の地域商業エリアでは、賑わいある商業地形成を進めます。
登別地域	<ul style="list-style-type: none"> 登別駅前広場は、登別観光の玄関口の魅力を高めるとともに、複数の交通手段の乗り換え・乗り継ぎ施設の機能を充実させ、交通結節点としての機能強化を図ります。 医療施設を活かした土地利用を進めます。 地域内外の交流の場として、既存施設を活用するなど地域コミュニティ施設の整備・充実を図ります。 登別駅を中心とした道道登別停車場線沿いの地域商業エリアでは、市街地再開発事業や地区計画等の活用により、登別観光の玄関口としてふさわしい賑わいある商業地形成を進めます。



3. 誘導施設の設定

誘導施設の設定方針及び各地域における基幹的施設の充足状況の整理結果より、登別市における誘導施設を次のとおり設定します。

都市機能	施設	誘導施設の設定			設定理由
		鷺別地域	幌別地域	登別地域	
行政機能	市役所	-	維持	-	市全体の利用者に対する利便性の維持が必要であり、現市役所は旧市営陸上競技場に移転する予定があることから、行政サービスの中心地である幌別地域について現有機能の維持を図るため、誘導施設に位置づけます。
	支所	維持	-	維持	地域の利用者に対する行政サービスの利便性の維持が必要であることから、鷺別地域・登別地域について現有機能の維持を図るため、誘導施設に位置づけます。
教育・文化機能	図書館	-	維持	-	全市的に利用される教育・文化サービスの拠点となる施設であり、集客により賑わいを創出することから、都市の中心である幌別地域について現有機能の維持を図るため、誘導施設に位置づけます。
	文化施設	-	誘導	維持	集客により賑わいを創出する施設であることから、幌別地域については都市機能誘導区域内への誘導によりさらなる利便性向上を図るため、誘導施設に位置づけます。 また、登別地域については現有機能の維持を図るため、誘導施設に位置づけます。
	ホール	-	-	-	全市的に利用される教育・文化サービスの拠点となる施設であり、都市の中心である幌別地域での立地が望ましいですが、現状として近隣エリアに立地しており、すでに機能の充実が図られていることから、誘導施設には位置づけません。
交流機能	拠点となる集会施設	維持	-	誘導	地域におけるコミュニティ活動の拠点となる施設であり、それぞれの地域での立地が望ましいことから、鷺別地域については現有機能の維持を図るため、誘導施設に位置づけます。 幌別地域については、現状として近隣エリアに立地しており、すでに機能の充実が図られていることから、誘導施設には位置づけません。 登別地域については、「（仮称）登別市情報発信拠点施設」の整備を予定していることから、都市機能誘導区域内への誘導によりさらなる利便性向上を図るため、誘導施設に位置づけます。
子育て支援機能	子育て支援拠点施設	誘導	誘導	誘導	子育て環境の充実を図るために必要な施設であり、それぞれの地域での立地が望ましく、子育て世代の移住・定住促進に寄与することから、全ての地域について都市機能誘導区域内への誘導によりさらなる利便性向上を図るため、誘導施設に位置づけます。

誘導：誘導施設に位置づけ、積極的に誘導する。

維持：誘導施設に位置づけ、現有機能を維持する。

- ：誘導施設に位置づけない。



都市機能	施設	誘導施設の設定			設定理由
		幌別地域	幌別地域	登別地域	
介護福祉機能	総合福祉センター	-	-	-	介護予防や高齢者の日々の暮らしをサポートするための重要な施設であり、都市の中心である幌別地域での立地が望ましいですが、現状として近隣エリアに立地しており、すでに機能の充実が図られていることから、誘導施設には位置づけません。
	地域包括支援センター	維持	-	維持	今後の高齢化を踏まえ、市民が安心して生活するために必要不可欠な施設であり、それぞれの地域での立地が望ましいことから、幌別地域・登別地域については現有機能の維持を図るため、誘導施設に位置づけます。 幌別地域については、現状として近隣エリアに立地しており、すでに機能の充実が図られていることから、誘導施設には位置づけません。
	老人福祉センター	-	維持	-	介護予防や高齢者の日々の暮らしをサポートするための重要な施設であり、都市の中心である幌別地域での立地が望ましいことから、現有機能の維持を図るため、誘導施設に位置づけます。
医療機能	病院（内科・外科）	維持	維持	維持	市民が安心して生活するために必要不可欠な施設であり、それぞれの地域での立地が望ましいことから、全ての地域について現有機能の維持を図るため、誘導施設に位置づけます。
商業機能	総合スーパー	維持	誘導	誘導	それぞれの地域での立地が望ましく、広域的な集客により賑わいを創出することから、幌別地域については現有機能の維持を図るため、誘導施設に位置づけます。 幌別地域・登別地域については、都市機能誘導区域内への誘導によりさらなる利便性向上を図るため、誘導施設に位置づけます。
金融機能	銀行・信金・ゆうゆう窓口のある郵便局	維持	維持	維持	日常生活を営む上で必要不可欠な施設であり、それぞれの地域での立地が望ましいことから、全ての地域について現有機能の維持を図るため、誘導施設に位置づけます。

誘導：誘導施設に位置づけ、積極的に誘導する。

維持：誘導施設に位置づけ、現有機能を維持する。

- ：誘導施設に位置づけない。

